

パネルディスカッション カンボジア法教育支援： 支援から共生へ

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-02-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: コン, テイリ, 桜木, 和代, 塩澤, 一洋, 松尾, 弘, 池田, 眞朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/708

パネルディスカッション

カンボジア法教育支援

—— 支援から共生へ ——

パネリスト コン・テイリ

桜木和代

塩澤一洋

松尾弘

司会 池田真朗

池田 では、ここからパネルディスカッションを始めまいります。あらためまして私からお一人ずつご紹介をさせていただきます。

私のお隣が、日本・カンボジア法律家の会共同代表でいらっしやいます、弁護士の方の桜木和代先生です。そ

のお隣が、名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授でいらつしやいます、コン・テイリ先生です。それから、成蹊大学法学部教授でいらつしやる、塩澤一洋先生です。そして、ただいま基調講演をしてくださいました、松尾弘先生にも、そのままご参加をいただきます。

このメンバーで、これから一六時五十分くらいまでパネルディスカッションを致しますけれども、最後の方は少しフロアの皆さんとの意見交換といいますが、質問等も進めていければと思います。

それでは、順番に自己紹介を兼ねて、お隣の桜木先生から。日本・カンボジア法律家の会は、長くカンボジアの法教育支援を民間の弁護士さんを中心とする団体がボランティアでやってきた、そういう活動をされてきたのですけれども、最初のお三方は、その活動に関わって来られた方々ですので、その活動の内容等からお話しを伺いたいと思います。実は私も二〇〇〇年からこれに参加させていただいて、合計四回カンボジアに行っております。まず桜木先生の方から、日本・カンボジア法律家の会のこれまでの事業の経緯のご紹介も兼ねて少し長めにお話をいただきます。

桜木 皆さんこんにちは。弁護士の桜木と申します。日本・カンボジア法律家の会の共同代表をしております。本日は武蔵野大学の法学部開設の記念シンポジウムに参加させていただくことが出来大変ありがとうございます。

私の担当とするところは、先ほど申し上げました日本・カンボジア法律家の会、英語名Japan Jurists League for Cambodiaという、日本名とあまり一致しないのですが、その略でJJリーグと私も申しておりますので、以下JJリーグと申します。そのJJリーグがどのような活動をしてきたか紹介することですが、ただ「これこれを行いました」と申し上げても、皆さんとしては「何のためにそれをしたのか」とい

うところが腑に落ちないでしょうから、まず私達がどうしてJリーグを立ち上げたのかあたりから、説明させていただきたいと思えます。

私たちのJリーグの設立は一九九三年一〇月です。学生さんの中には、まだ生まれていなかった方もいらっしゃるかもしれません？ そういうことですよ、随分長いことやっているのです……。カンボジアは一九七〇年から長く内戦状態にありまして、その中で一九七五年から七九年まで、ポルポト派による支配がありました。ポルポト裁判などについて最近テレビでも報道していますからおわかりになるかと思いますが、その間にカンボジアの市民が、少なくとも一七〇万人の命が奪われたと言われております。ポルポト政権崩壊後もその長い内戦が続き、一九九一年パリ和平協定で終結を迎えるわけですが、私と共同代表をしている、木村晋介という弁護士と私とがカンボジアに入ったのが一九九二年、パリ和平協定の翌年でした。ピースボートという国際交流NGOがあるのですが、そのツアーのうちのブノンペンに Participation に参加させてもらいました。市内はガランとした荒廃した状況でした。凄く暑かったのですけれども、荒涼とした風が吹いているというのが実感でした。市民の方にインタビューする機会がありましたのでいろいろお話を伺いました。印象に残っているのは、「停戦があつて一番変わったことはなんですか？」とお聞きしたことに對し、「明日のことを考えることが出来るようになりました」とおっしゃったことです。如何に内戦が苦しいものであったかということが、非常によくわかりました。私達が滞在したのは二日間だったのですが、国家の無い国があるのだなあ」という実感がありまして、翌年一九九三年の二月から三月にかけて、一名の法律関係の者で調査団を構成してブノンペンに調査に入りました。既にUNTTACが入っており、特別代表の明石さんがいらっしゃいまして、明石さんに対するインタビューとかUNTTACの七つのコンポーネントの責任者にもイ

インタビューし、カンボジアの司法大臣、検事総長、それから、プノンペン大学法経学部、この時は法律の学部があるのはこの大学しかありませんで、その学部長さんのインタビュー、そして、国内外で活動しているNGOの代表の方。全部あわせると四十数名の方にインタビュー出来ました。そこで私達が感じたことは何かと言いますと、大別して二つありました。まずは、社会的なルール、規範が崩壊してまだ再構築されていないということ。それから、全ての分野において人材が不足しているということです。人材不足の例を法律分野で申しますと、ポルポト派が政権を掌握する前に二〇〇名くらいいた裁判官が、ポルポト支配が終わる一九七九年にはたったの五名しか生きていなかった。しかも、その内の二人は、ポルポト支配の障害で、なかなか働けない。結局実質三名の裁判官しかいなかったということを聞きまして、大変なことなのだなあということがわかりました。

先ほど松尾先生から安全保障という話が出ましたけれども、日本国憲法の前文の中で、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、私達の安全と生命を保持しようというふうに書いているのですね。そこで、このようなカンボジアの状況を知って私達は「分かりましたでは、ではさようなら」と言うわけにはいかないということで、作ったグループが先ほど申しました「日本・カンボジア法律家の会」なのです。会を作りましたと、やらなければいけないことは法整備支援と、それから人材育成の支援と、この二つかなということにはわかったと、では一体どのように何をしたら良いのか、それがわからなかった。前例が全く無いわけです。手探り状態でやってきて、今、こうやってきて二十数年やって考えますと、私たちの活動は三期に分かれるのではないかなと考えます。

まず第一期、はじめの頃です。法整備支援という事業は、私どもJ.J.リーグは手弁当で行っているグルー

ブですから、とても弱小NGOの手には負えるものではないことははっきりしているわけです。これこそODAでやるべきことだということで、外務省に法整備支援の必要性を説明して、なんとかやってください」と要請に行きました。何度も要請に行くのですが、当初は「内政干渉になりますから」と門戸を堅く閉ざされました。たまたま私の大学時代の先輩のルートがありまして、外務省の経済協力局の局長、審議官と事務次官にもお会いすることができて、そのなかから法整備支援が動き始めたのではないかと、という実感は持ちます。他方、私達は国内でシンポジウムや調査団の報告会などをオープンな形で開きまして、新聞社などにも来てもらって取材してもらって、報道していただいて、法整備支援の必要性をアピールしてきました。

人材育成という点では、法律家、実務家に対しての人材育成と、法学教育分野での人材育成と、二つあるわけですが、まず法学教育の方を考えると、先ほど申しましたようにプリンペン大学法経学部への支援だったのですけれども、当初は何をしようか分からないので、英字とかフランス語で書かれた法律書を寄贈しました。でも、これは結局後でわかるのですが何の役にも立たないのです、読める人がいないのですから。これは困ったということで、何とか興味を持ってもらおうということで、日本であった実際の事件を、刑事事件なのですが、木村共同代表がアレンジして、刑事事件の模擬裁判のシナリオを書下ろしたのですね。そして、私達のメンバーが実演したのです。一九九五年の四月、プリンペン大学法経学部の講堂でそのMoot Courtをクメール語の同時通訳付きで実際に実演したのですが、これが物凄い反響で、私たちは公演終了後三時間くらい帰れなくなりました。凄い、ということと、質問攻めにありました。私達はクメール語の教材がこんなに必要なのだと実感しました。本はポルポト時代に全部焚書にあっていますから、クメール語の教科書が全くなかったですね。次に、実務家に対する人材育成の支援なのですが、実務家の方に

日本に来ていただいて、日本の司法制度や法律制度を見ていただくというスキームを作りました。私どもお金がございませんので、国連の地域開発センターにお願いして共同事業として資金を出してもらいました。この時には、日本の最高裁、検察庁、弁護士会、日弁連、それから国連のアジア極東犯罪研究所、さらには警視庁にもお願いして、その研修を实行了しました。先ほど松尾先生からオールジャパンのお話が出ていますが、オールジャパンの出発点は実は私達「J」リーグですぞと、ちょっと自慢したいところでございます。

実は、テイリ先生は研修制度の第一期生なのです。でも、最初の頃は私達も経験がないので、実際は凄く大変な思いをされたのですね。

第二期になりますと、先ほど申しましたクメール語の教材のプロジェクトというものを立ち上げます。クメール語の教材が無いわけですから、なんとか日本の法律の基本書をクメール語に直そうということで、刑法がMoot Courtをやって評判が良かったものから、刑法がいいのではないかとということで、京都大学名誉教授の中山研一先生にお願いして、先生の『刑法入門』をクメール語に直させてもらえませんかとお願ひして、これを実行しました。当時まだ、法律をクメール語を日本語に訳せる方というのはいらっしゃいませんので、私達は日本に長く住んでいる工学博士ラオ・キムリャンさんに訳してもらったような次第です。

クメール語に翻訳され刷り上がった刑法入門なのですが、プノンペン大学法経学部や司法省などに配りました。そのクメール語で書かれた法律書の基本書が如何に渴望されていたかという実例のエピソードをお伝えします。カンボジアの首都はプノンペンと言いますけれども、プノンペンの隣にカンダール州という州があります。そのカンダール州にカンダール州裁判所というものがあって、その裁判所長に、その本を差

し上げました。そうしましたら、バラバラとめくって胸に抱きしめて前かがみになっていらつしやるわけですね、このまま動かないのです。それでしばらく経ってから、「オーストラリアの政府が、裁判所に扇風機を寄付してくれたのですが、電気が無くてまわらないんですよ、暑いですよね」、と言って彼は汗を拭きながら涙を拭いていたのです。そのように、どれほどクメール語による法律書が必要だったかということに、私達は胸を打たれたわけです。

その後、刑法の次は民法だろうというふうになりました、クメール語化をしようと思うのですが、松尾先生もおっしゃったように、おりしも日本政府もカンボジアに対して法整備支援をすることを決定して民法と民法法の起草支援をすることになるわけです。そちらにいらつしやる本間先生はまさにその時の中軸となつて活躍された先生なのです。日本が折角、民法、民法法を起草支援するのであれば、私達もやっぱり民法だねということ、司法試験以降、初めて多くの民法の入門書を読み漁りました。それで、行き着いたのが池田先生の教科書『民法への招待』なのです。一九九八年一〇月、三田の慶應義塾大学に先生を訪ねまして、先生の教科書をクメール語化してカンボジアの法学部の学生さん達に送りたいのですが、ご協力願えますかとお願いをしました。その時には既に、私達はコン・テイリ先生と知り合いになっておりまして、Jリーグの活動自体もコン・テイリ先生にコーディネートしてもらったり通訳してもらったりしております。これは通訳、翻訳に関しては大丈夫だという自信があったのです。

慶應義塾大学にいらした池田先生には、「あなたの本が私どものクメール語化の本に選ばれました」的に聞こえたかもしれませんが。詐欺商法にあったのではないかと気がなされたのではないかとということもなくはないのですが、了解をいただきました。まず分冊を作って、分冊が出来たら「先生、すみませんが記念

講演をお願いします」と。合冊が出来たら「すみません、また記念講演をお願いします」というふうに。プリンペン大学法経学部は、王立法経大学に変わっておりまして、そこで記念講演を何度もしてもらいました。池田先生には私達NGOの活動を本当に意味あるものにしてもらい感謝しております。

先ほどの池田先生の教科書はこれです。このクメール語版が、コン・テイリ先生に訳してもらったことです。これに関わるエピソードを少しご紹介いたします。私が二〇一〇年の九月、カンボジアの国土省の登記法起草作業グループにお邪魔した事があります。そうしましたら、ワーキンググループの皆さん、これクメール語版民法への招待を持っているのですが、こんな奇麗なものではないのです、この倍くらい膨らんでいるのです。よく見ますと皆さん物凄く線を引いている。手垢もついている、汗もついているので、これが倍以上に膨らんでしまっているのです。それほど読み込んで、国土省の登記法の起草グループの人達はお仕事なさっていたのです。基本書はこれしかなかったのです。これはあくまで日本の民法なのです。日本の民法なのですが、基本的な考えがここに書いてあるわけです。これが如何に役立ったかという事例をご紹介します。

次に三期目をご紹介します。先ほど申しましたようにJICAが民法と民訴法の起草支援を完了しますと、今度は二〇一二年に民法民訴法普及プロジェクトというのを開始します。それまでもJICAは実務家を対象とした人材育成のプログラムを持っていたのですが、その翌年二〇一三年から王立法経大学にも人材育成のプロジェクトを広げるということになりました。私もJリーグは第一期の法整備支援からずっとプリンペン大学法経学部、その後の王立法経大学でいたい一年に一回は講義をするということをやってきたのですが、JICAがやってくれるのであればよその校でやった方がよいというふうに判断しまして、カ

ンボジア国立経営大学というところに法学教育の支援をシフトしようとなりました。と言いますのは、そのの学長先生であるハオベン先生は名古屋大学に留学した先生で、私達も存じ上げていた方です。「実はこういうことで、おたくの大学で講義などの協力をしたいのだ」と申しましたら、それは嬉しいということでした。ただ私達は、カンボジアが自力で経済力を付けてきていましたので、何もかも支援側の負担で、つまり私どもは手弁当ですから、行うというのはそこから脱皮しても良いのではないかと考えを持っていました。それから一過性の単発的な特別講義では少し無駄が多いと感じていたので、ハオベン先生に、「私どもは講義の報酬はいただかないが、渡航費、滞在費、通訳料などの経費は大学で負担していただきたい、それから講義は正規の授業として単位にカウントしてもらいたい」ということを申し上げました。そうしますと、先生は急に「えっ」と構えてしまったのです。「そうですか、それでは試しに一度講義をやってくださいか」ということで、私が講義しました。

でも大丈夫、これクメール語版『民法への招待』（教科書）を使っただけです。これを使って民法の講義をさせてもらったら、ハオベン先生の試験にパスしまして、翌年からJリーグは国立経営大学と協定を結びまして、先ほどの要求二つを通して講義をすることになりました。現在私達は単位としてカウントされる集中講義を行っているのですが、主軸は民法講義なのです。民法の授業をやってくださっているのが、隣の隣の席の塩澤成蹊大学教授なのですが、この先生を紹介してくれたのが池田先生です。塩澤先生の講義は非常に学生の人気がありまして、直近ですと今年の八月に講義した時の実例で言いますと、朝の七時半から二時半までぶっ続け、全部で六日間ですが先生は四日間ぶっつづけで講義するのです。学生に眠る人は一人もいません。それほど皆さんも法律の講義に飢えているし、先生も必死に教えてくれるということで、そう

いう講義を行っております。ただ、このような質的な展開、と私は思っているのですが、この支援が危うい状況になってきているのです。カンボジアでも日本と同じように、教育省が自然科学系の資金を増やすために、人文系の予算を大幅に減らしてきたとのこと。ということではオペン先生が物凄く頭を悩ませていて、この先私どものこの支援がどうなるかと、見通しは必ずしも明るくはありません。オペン先生は必死で頑張るように努力しますと仰っていますが、ちょっと私どもも不安なところがあります。

最後になりましたが、法整備支援というのが、果たしてうまくいっているのか疑問なしとしないことを現地ではよく聞きます。というのも、私達が行きますと、毎年毎年、裁判官・検察官養成校、弁護士養成校へ入学するためのお金が高くなっている、しかしそれは入学金とは別のお金です。毎年そういう話を聞かされます。また、民事訴訟の提起をしても、裁判は始まらない。裁判所に行って、書記官に会って、いつ期日が入りますか？と聞きに行かなければならない。手ぶらでは行けません。また、民事裁判で勝って強制執行しようとしても、法的根拠がないのにその県の県知事さんの承諾がないと現実には強制執行はできない。このような話をあちこちで聞くわけです。そうしますと、私どもは足元をすくわれるような気になります。が、他方大学で若い学生さんが本当に必死になって塩澤先生の講義を聞く姿を見ると、やっぱり私達も頑張らなくてはと思って、今頑張っている最中です。

池田 ありがとうございます。詳細にご紹介いただきました。それでは今度はテイリ先生にお願いいたします。テイリ先生は今お話が出たように、私の本の翻訳者であり、私の講演の通訳者であった、というかずつと継続してやってくださっている方なのですが、テイリ先生には、自己紹介も兼ねてJ.J.リーグとの関わりというところからお話しただけだと思います。

テイリ ありがとうございます。名古屋大学のテイリと申します。桜木先生の先ほどの発言の中で、私の名前が出てきて、そのあたりから紹介させていただきながらお話をしていこうと思います。

私実は、桜木先生と最初に会ったのは九四年の夏だったと思います。その時はカンボジア国内に国連人権センターという国連の機関で、人権補佐官として仕事をしていたのですけれども、ちょうど桜木先生のご来訪と同時に名古屋大学の先生も来まして、私の直接上司がスリランカ人だったのですが、その方に頼まれて、「私の友人で日本人が来るんだけど、君、時間があつたらアテンドしてくれない」と言われたから、私は名古屋大学二人の先生と桜木先生のために全部の訪問機関とのアポイントをとったりして、一緒になったのです。それがきっかけで、私は当時日本語は全くできなかったものですから、英語とクメール語での通訳でした。あのとき、桜木先生は何回目のカンボジア訪問だったか分かりませんが、一週間ほどアテンドをしていて、そこからJリーグの話を書きました。そして、名古屋大学の話を聞くこともできて、一度名古屋大学に、または日本に留学したいなと思っていました。当時カンボジアでは法学部が出来たばかりで、出来たのが九二年でした。当時私も既に仕事をしていて、カンボジアでは大学院はずっと無かったわけですね。自分がホーチミン市で学位を取ったのですが、大学院に行きたいと思いましたが、国内には無いので当時日本人の先生がいるから日本の大学に留学したいと言っていたわけです。それと関係があるかどうかはともかくとして、そういうご縁があつて一九九四年の終わりに、一〇月だったかと思いますが、桜木先生に紹介いただきました三ヶ月間の日本研修プロジェクトに参加できて私が三ヶ月、東京、名古屋に来ました。そこから名古屋といろいろな繋がりができて、九六年の一〇月に名古屋大学に入ったのです。その後ずっと名古屋大学で勉強して今日にいたります。桜木先生が言及された九八年の年にはまだ大

学院生で、マスターが終わる頃のこととして、中山先生の話が出る時に私は同事業に参加したかったです。カンボジアの人権センターで仕事をした時には、カンボジア政府に対する技術支援の一つとして、カンボジアが加入した国際人権条約を国内法に通じて実現するために、国内法整備をしなければいけない義務があるわけで、人権法分野の整備を支援したわけですね。私の職務は、人権補佐官ということで英語とクメール語の通訳を兼ねて仕事をしていました。人権に関わる法律を作るのは如何に大変なのかある程度はわかったわけですね。それは当時の知識と能力だと到底できないので大学院に行っても少し勉強しなかったのです。結局日本への留学が決まった時には、何年間も留学するという事で契約を一旦切らなければいけませんので、カンボジアの人権センターの仕事は終わりにしました。法律分野で、そうした国際基準を如何に国内法で適用するのかということについては興味を持っていましたのでその分野を研究しなかったわけです。そのために、刑法や民法というところには入らずに、憲法と国際法の道を選びました。桜木先生から最初の誘いが来たときに、刑法の通訳というのは、少し自信はありましたが、というのは人権問題を考える時にはよく刑法と刑訴の話が出てきたわけで、言葉も割に自信を持って話せるのですが、その後池田先生の民法教科書の翻訳について話を持ってきた時に、これはちょっと難しいかなと思いました。自分はまだその分野での仕事をしたことが無いし、クメール語に訳するのもちよつと無理だと思いました。しかし、自分の当時の唯一の武器は法律に関わる日本語がある程度分かったということでした。そして幸いなことに、カンボジアに仕事をした頃に、本当にたまたま事務所に使ったカンボジアの旧民法典が私の机においていかれたので、私はそれを大事にしたわけです。ほろほろになったもので、六七年に出版した民法典です。これを読んで勉強するしかないと思えました。それを見ながら日本の民法との関係箇所が凄くあるなと思っ

ていて、自分はそれを一生懸命にやって、毎年少しずつなのですが桜木先生の事業に役立つようになったという事で大変嬉しくてどんどんやってきました。二〇〇〇年に入ってから、池田先生と出会うこともできて、更に『民法への招待』という本をクメール語に訳すという重い責任を負わせていただき、いきなりやったのですが、自分にとっても民法、刑法という分野の基本の勉強になったというのが実感です。

自己紹介は、ここでいったん終わらせていただきます。

池田 ありがとうございます。それでは今度は塩澤先生に、自己紹介と、既に少し出ておりますがＪＪリーグに関わったきっかけについてお話ししていただきたいと思いますが、一言申し上げておきますと、塩澤先生は私のＪＪリーグの講義の後継者であると同時に、現在お勤めの成蹊大学で、ティーチングアワード、講義が上手とか面白いという、そういう賞を取っておられたりする方です。どうぞ。

塩澤 恐れ入ります。塩澤でございます。本日は法学部開設の記念のシンポジウムにお招きいただきありがとうございます。若干、自己紹介と、ＪＪリーグの活動に関わっている経緯についてお話ししたいと思います。

現在、私は日本では成蹊大学と他三つの大学で民法と知的財産法を教えております。二〇〇〇年に成蹊大学に着任しましたので、今一七年目になります。

カンボジアとの関わりはそれよりも古くて、九〇年代に、私は慶應義塾大学経済学部の卒業なのですが、そのゼミの恩師が島田晴雄先生でした。先生は佐々淳行さんと懇意にされていました。佐々さんは警察官僚を退職された後、NGOをされておられまして、各国に様々な支援をする「日本国際救援行動委員会（JIRAC）」というNGOを立ち上げていらっしゃいました。その日本事務所の事務をするボランティアが足

りないそうだと島田晴雄先生から伝え聞き、「僕やります」ということで、事務所です々事務のお手伝いをしております。

それから、当然、各国に様々な支援に行くわけですけれども、じきに私もいくつか関わらせていただくようになって、その中の一つがカンボジアでありました。

九〇年代に二度、カンボジアの小学校、それから孤児院にまいりまして遊具を作りました。鉄棒やブランコとか、シーソーなど、現地で全て材木やセメントなどを調達いたしました。図面を引いて穴を掘ってセメントをこねて、というところからすべて自分たちでいたします。それと同時に私は楽器が色々できますのでバイオリンを持って行き、使わなくなったリコーダーを大量にかき集めて持って行って、孤児院の子たちに教えるということをやっておりました。遊具の建築作業をするので二週間ほど滞在しているわけです。その中で子どもたちと交流してリコーダーを教えたほか、生でバイオリンを聞ける場所は当時のカンボジアには無いと言われておりましたので、私がバイオリンを弾くととても喜んでもらえました。すべての日程が終わって帰るときに、孤児院の子どもたちから「日本に連れて帰ってくれ」と言って泣かれました。それが非常に重くて、本当に僕は来てよかったのだろうか、この子どもたちにそういう思いをさせて、私達は短期間で去っていくわけですけれども、こういう私達が赴いたことで彼らに本当プラスになったのかと非常に疑問に思いつつ大学に帰っても、心に引っかかっておりました。

それとは全く別に、先ほどお話にありますように、Jリーグからのご依頼で池田先生の『民法への招待』がカンボジアでクメール語に翻訳されて、その記念講演で二〇〇一年に池田先生がカンボジアにいらっしやって帰っていらした後、ゼミのOB会かなにかで、池田先生から、「そいえば君、カンボジア好

きだったよね、今度は一緒に行こう」と仰って、もう僕は「是非!!」と申し上げて、二〇〇二年にいらっしやる時にはご一緒させていただき、先生の講義の前座を務めさせていただきました。その二〇〇二年以降、私がアメリカにいた二年間を除いてほぼ毎年、多いときは年に二度カンボジアにまいりまして、主として二か所で講義をしております。ひとつは、先ほどからお話しにありました王立法律経済大学（RULE）、そして最近数年は国立経営大学（NUM）で、いずれも日本民法とカンボジア民法を教えています。また、名古屋大学がカンボジアで運営している日本法研究教育センターとの連携もあり、こちらのご依頼でハノイの日本法センターで知的財産法の講義をさせていただくということもいたしております。

池田 ありがとうございます。それでは松尾先生、ご講演の中でもありましたけれども、松尾先生はラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジアと、随分いろいろと活動をしてきておられるわけですが、今のJリーグの活動が九〇年代から始まっているのですけれども、先生の各国との関わり、特にカンボジアを中心に年代記的にそこだけご紹介いただければと思います。

松尾 ありがとうございます。先ほど桜木先生から、一九九〇年に外務省に対して桜木先生たちが働きかけをしてくださり、そこから法整備支援の流れがだんだん大きくなってきたというお話を伺って、感銘を受けました。本当に人の志による働き掛けがなければ、この事業は始まらなかったということを再認識しております。

今、池田先生からもご紹介ありましたように、日本政府による整備支援が始まったのは一九九四年で、日本での研修、「本邦研修」と呼んでいます。それを年一回実施することからスタートしました。その後、一九九六年一二月に法整備支援フェーズが始まり、長期専門家として弁護士一名が現地に派遣され、

一九九七年には対象国でのセミナー、「現地セミナー」と呼ばれるものですが、それが行われるようになり、本邦研修も年二回になりました。このように一九九〇年頃から生じた小さな流れが、だんだん大きな流れになり、今の段階に至ったのだということができません。

しかし、政府が最初に法整備支援の対象国として選択したのは、実はカンボジアではなくてベトナムでした。ベトナムからは一九九一年に司法大臣が来日し、日本の法務大臣に法整備支援の要請をしていたのです。日本政府としての法的支援が始まって間もなく、ベトナムは一九九五年に民法典を編纂しました。しかし、契約自由の原則を採用しないなど、社会主義的色彩が強いもので、市場化を進めるにあたっては、なお課題を含むものでした。そこで、さらなる改正に向けて、法整備支援が継続されました。もともと、ベトナムの場合、法案は政府が作成し、それに対して日本側がコメントを付するというスタンスで、共同研究会の方式で法整備支援が行われています。その活動は現在も継続していて、二〇〇五年に民法典を改正し、契約自由の原則が導入されました。さらに、昨二〇一五年にも民法典を全面的に改正し、表見代理の制度が初めて導入され、即時取得の制度も強化されるなど、詳しく述べる余裕はありませんが、市場化の進行に伴って規定が変わっていくというのを目の当たりにするような、興味深い変化を見えています。

これに対して、カンボジアは、先ほど桜木先生のご紹介にありましたように、法律を起草する人材がほとんどいないという事情もあったのですが、日本の支援は、先ほどコメントされたコン・テイリ先生も中心メンバーになってアレンジされて、民法典、それから民訴法典の起草支援から行いました。つまり、日本側から具体的な提案をし、カンボジアのメンバーも入った共同研究会で議論して、クメール語に翻訳するというスタイルをとりました。民法草案および民事訴訟法草案ができたのは二〇〇三年でした。このような

経緯で、ベトナムに続いてカンボジアでの法整備支援が始まったということです。その後、民事訴訟法は二〇〇七年、民法は二〇一一年に施行されました。

私は昨二〇一五年、カンボジアの、先ほどお話しに出た王立法科経済大学の学生さんたちと話をしていたのですが、民法の勉強ことが話題になった際に、授業を聴いたり、自分で勉強したりして、新しい民法はどのくらいわかる？という質問をしました。答えは二〜三割かな、という話なのです。どうして？と聞くと、「外国語みたい」という答えが返ってきて、一瞬ショックを受けたのです。が、少し冷静になって考えてみると、日本でも明治二三（一八九〇）年に民法典、今では『旧民法典』と呼ばれています。それが公布されたとき、それを読んだ法学生たちは、もしかすると、同じような感覚だったのかな、という気もするのですね。これは、ご存知のように、家族法の部分を除いて、そのほとんどをフランス人のボアンナードが起草し、翻訳された部分が多いもので、市販されていて、図書館にもある『旧法令集』の中に収録されているので、試しに読んでみてくださいと思います。旧民法典を読みますと、「これは確かに外国語だ」という感じを受けると思うのです。なぜかという点、日本には元々無い概念や制度をあえて日本語に訳したり、あるいは日本語の語彙になかった言葉を新たに作り出して翻訳しているからだと思うのです。ところが、日本の場合には民法典論争があつて、結局旧民法典は公布されたものの施行されなかったわけです。しかし、日本でも施行断行派の意見も根強くあり、仮にそれが通って断行されていたら、現在のカンボジアと同じような状況を経験していたかも知れません。

これはそういう状況が生じたことをけっして批判しているわけではありません。むしろ、その場合にはそれを出発点にして、より良い発展の方策は何か、次を考えていかななくてはいけないという、そういう状況な

のだと思っています。そういう状況の中では、先ほど桜木先生がおっしゃったように、一生懸命活動しているものの、本当に法整備支援は成功しているのかということについては、私もまったく同じ感じをもっています。本当に改善しているのかなということがなかなか実感できないという時期もあります。しかし、これは淡々と続けるしかないし、桜木先生はじめ、テイリさん、塩澤さんたちが今までコツコツやってこられたことは必ず実を結ぶと思っています。

今日のテーマでもあります法教育支援をいかに充実していくかを考える際には、そこでどれだけ継続的なプログラムを作って、粘り強く続けていけるかということが、恐らく大事なことだろうと思っています。私自身もそういうところで、留学生の受入や派遣を通じて、法教育支援に協力できればと思います、一〇月から「アジア発グローバル法曹養成プログラム」(Program for Asian Global Legal Professions: PAGLEP)というのを始めました。その準備の一環で、実は一昨日までカンボジアにいたのですが、王立法科経済大学の他に、同じブノンペンにあるバニヤストラ大学という私立の大学も訪問しました。そこでは授業が原則として英語で行われているのですが、そういう大学との連携も含めて、共同授業の実施など、様々な形で国際交流を深める形で、法教育支援にも寄与したいと思います、是非これが続けていきたいなと思っています。

池田 ありがとうございます。それでは、わが国の、カンボジアを中心とした法整備・法教育支援について伺ってきましたが、九〇年代から始まって、二〇〇〇年代そして二〇一〇年代ということ、なかなか実を結ばない部分もあるかもしれないけれど、法整備支援あるいは法教育支援の事業の進捗によって変わってきたことなどを、支援される側の状態の話でも結構ですし、支援する側の意識の話でも結構ですけども、そのあたりをお一方ずつ伺っていきたいのですが、まず桜木先生からお願いします。

桜木 法整備支援というのは、支援する側が成長する施策だと思えます。と言いますのは、私もカンボジアに二〇年以上通い続けているのですが、情けは人のためならず、この言葉をこれほど痛感したことはないのです。つまり、文化や歴史の異なる相手の国に行って自分の国がようやく分かるわけです。自分の姿もわかるわけです。今まで絶対だと思っていた法制度というのはワンオブゼムだなど……。いろいろなことがあるのだなど。それを実感させてくれるのが、法整備支援の支援側の成長になるのではないかと思います。例えば、日本だと、日本でもどこでもそうなのですが、AさんがBさんを刺して怪我をさせたといった場合に、刑事事件としてはこう、民事事件としては損害賠償事件と分けて考えますが、当初私がリサーチに行った時は、そういう考えはカンボジアでは無いわけです。社会的に起きた事件は一個なのです。刑事事件と民事事件が二個起きたわけではないのです。また人にお金を貸して返してくれないと裁判所に行って訴えると、借りた人を逮捕するのです。何故かというそれは刑事事件だから。刑事事件民事事件関係なく、詐欺だと言うのです。というように、一つの起こった事件を、一つとして考えているということは、カンボジアという附帯私訴という伝統的な考えはあるかもしれませんが、それは市民感覚にとってもあっていると思うのです。ようやく日本でも最近、被害者が刑事事件の法廷にも立てるといふシステムが出来ていますけれども、そういうことは実際にカンボジアで行われていたわけです。ですからいろいろなシステムがあるのだ、その中で先ほど西本照真学長がおっしゃったように、人の幸せにとって何がいったい良いのだろう、というふうに、脳みそを柔らかくしてくれる。それが法整備支援。

私は、日本国憲法前文を、初めてわかったと感じたのもやはり実際にカンボジアに行ってからだと思います。憲法の前文なんて本当はわかっていなかったなということがわかりました。そういう意味では、法整備

支援は共生という観点から本当にこちらを教育してくれる良いシステムではあると思います。

池田 ありがとうございます。では同じ質問をテイリ先生。

テイリ ありがとうございます。私の立場と皆さんの立場と違うのは、カンボジアの出身で日本の教育も途中からの形で、大学院しか勉強していなかったということですね。

今、池田先生の質問に対して二つの課題に分けて考えたかどうかと思いますが、ひとつは法学教育の中味、もうひとつは法学教育のあり方ですね。中味については、先ほど桜木先生のお話もあったように新しい民法と民事訴訟法という法律が出来て、その二つを持って人に教えるというのは、中味的には新しいもので、新しいことをインプットすることになるのですが、残念ながら新しい民法については先ほど松尾先生もおっしゃった通りで、その民法が天から落ちてきたような感じで、いきなり分厚い法典が出来て、それまでの実績もないので、実際にどう使ってもわからないままのものです。それをどのように教えていくかということですね。カンボジアでの法学教育というのが、Jリーグとの関わりで九八年から私も毎年一緒にやって見てきたのですが、どちらかというとやはり、条文を教える、知識を与えるという考え方でやってきたわけです。学部教育は特にそうなのですが、学生に考えさせるということではなくて、学生に知識を与える、学生もそういう前提で知識をもらうために学校に行くわけです。実際のところ当時の先生方は新しく作られた民法典について知識を持っていないし、正しく理解していませんでした。持っているものは、書かれた条文そのまま学生に教え込むので、学生もわけがわからない内容を受けるわけですね。これは教える側の問題ですが、これからの課題にもなるかなと思います。ただ、幸いに今、塩澤先生や松尾先生や桜木先生、池田先生といった方々が、それだけでは無いですが、現地に行ってカンボジアの大学で教えた

り、異なる教え方を見せたりすることを通じて、若干の変化をもたらすのではないかとも思います。

ただ、それはまだ一部です。本当の仕事は、やはり教育をやっている現地の先生方に意識改革や能力改善などの試みが必要であり、まだやるべきことが多くあるかなと思います。

池田 ありがとうございます。では同じ質問を、塩澤先生。

塩澤 私一五年このＪＪリーグの活動に関わってきました。当初はテイリ先生に長らく私の授業を通訳していただき、最近数年は彼の後輩達、つまりそれは私の教え子でもあるわけですが、その学生、卒業生たちが私の授業を通訳してくれているんですね。そういうふうに考えますと、やはり引き継がれて学生達が育っているという実感がある、これが変わったと言えるところだと思います。

そして、環境です。これは大きく変わりました。今、日本の企業が作った現地法人がすでに八〇〇社を超えたと聞いておりますが、私が最初にカンボジアに行った頃は、国際連合カンボジア暫定統治機構、現地ではウンタック（UNTAC）と言いますが、その白いランクルしか走っていなかったわけです。二〇〇二年にカンボジアに行ったときに、初めて国内に、プノンペン市内ですけども、初めて信号機ができたという変化を経て、今ではもう市内の道路が激しく交通渋滞するほどに発展しております。渋滞が激しくて移動が大変で、予想する時間の何倍も掛かる、ということをご予想しなければいけない。そういった経済発展を遂げていった環境の変化には目覚ましいものがあります。さらに言えば、卒業生達が、そういった日本と関わりのある企業、あるいは弁護士事務所、現地事務所ですら仕事をしているといった、卒業後の進路も日本と関わりを持っていて、というところでも変化として感じます。

今のご質問に対しては、そのような変化を感じていると申しておりますが……。しかし、本質的には変

わっていないのではないかというのが正直な印象です。今、テイリ先生のお話しにもありましたように、教育の仕方です。教育というのは、学生達が自分の力で考える、考えて表現して考えて表現して、それをお互いに議論して、また考えてというプロセスによって、スパイラル的に思考力があがり表現力があがるものと考えているのですが、やはり現地の先生方からは「知識の伝授」しかなされていません。その結果、学生達は、考える、考え抜く、議論するという訓練が乏しいので、民法を理解できていない。条文上の個々の単語も概念も、学生たちが自分のものとして使える道具というレベルでの理解ができていない。

これが、私の授業を進めていくなかで、顕著に、手に取るようにわかります。私の授業は学生たちと常に対話をしながら進めていきますので、学生たちが何をどう理解していて、どこからどう理解できていないか、すべて把握できます。二〇一一年一二月にカンボジアの民法ができる以前は、民法というジェネラルなルールの体系を教えておりましたし、二〇一二年以降はカンボジア民法の条文もガシガシ解釈して教えているのですけれども、そういう学生たちとのやり取りの中で感じることはこの一五年、本質的には変わっていない。基本的なことが理解されていないまま私の授業を受けて初めて「そういうことだったのか」という腑に落ちる体験をしてくれています。我々は学生達に直接教えに行つてはいますけれども、本当にこれでいいのかなと……。もちろんその活動は今後もできる限り継続していきたいと思つてはいますけれども、やはり教育の仕方、カンボジアの大学の先生方が変わつていかないと、本当の意味での教育の手法や仕組みに対する法整備支援には至らないのではないかなと思つておられます。

実際にJリーグの活動の中でも、国立経営大学の先生方との対話的な時間を持つということまでは成功していますが、やはり他の国の大学教授の方に、外国から私のような人間が行つて、民法はこう教えるん

だ、というのは大変申し上げにくいし、先方にもプライドがありますから、そういうセクションが仮にあったとしてもやはりあまり望ましいとはお感じにならないと思うのです。私がやっていることは、学生に直接することで、彼らの法体系、法的な概念、それから仕組み、ルールに対する興味を喚起し、理解を深めることのお手伝いです。それは多少なりとも成功しているかもしれないけれども、しかし法整備支援として仕組みに対する支援までは踏み込めていないよなあ、という無力感を常におぼえます。

さらにもう一点だけ申し上げると、「支援と共生」についてでありまして、池田先生が冒頭でおっしゃっていましたように、本来共存でなく共生をするような形を実現したいと私も考えております。しかし常に、外国人からボランティアを受ける、支援してもらう、という受け身の姿勢で先方の大学の方々は残念ながら我々と接するわけです。先ほどから何度もお話に出ていますように、まったくボランティアで先方に行っており、もちろん報酬とかいただいておりません。いただきたいと言っているわけではまったくなくて、そのような受け身の姿勢、支援してもらおうという姿勢が、未だ抜けていないというところが、やはり社会・経済がこれだけさまざましく発展を遂げているにも関わらず、マインドの部分が置いてきぼりになっているのではないかという感想を持ちます。

池田 ありがとうございます。なかなか重いお話ではあるのですが、松尾先生、同様の質問で如何でしょうか。

松尾 支援側の変化、支援を受ける側の変化について、テイリ先生、それから塩澤先生がおっしゃっていたことには全く同感です。やはり難しいなと思います。と同時に、難しくて当然だと思ふ面もあります。そういう中で池田先生がおっしゃった何か変化が、ということについては、感じていることが二、三あります。一

つは、先ほどテイリさんが「民法典が天から降ってきた」というふうにおっしゃっていましたが、まさにその表現は状況を言い当てていると思うのです。

「天から降ってきた民法典」に対して、最近、カンボジアの裁判官や弁護士、学生たちが、民法の条文に対していろいろな疑問をもつようになってきていると思います。私がたまたま直面した場面では、民法典の条文を検討する勉強会で、例えば離婚をする場合に、離婚そのものについては同意しているのですけれども、未成年の子供に対して親権者はどちらにするのかということと採めているときに、裁判所は離婚は認めるけれども、親権の所在についてはまた後ほど決定するというふうに審判を分離できるのか否かということとを議論しているのです。確かにカンボジアの条文を見ると、離婚の要件と親権者の決定に関する関連条文が複数に別れていて、そのように読めなくもないのです。そこは起訴者の意識とは多分ずれていると思うのですが、それをどう解釈するかということとを、一生懸命、裁判官、弁護士たちが議論しているのをみて、法律をカンボジアに根づかせるプロセスの一コマであると感じました。

あるいは、養子について、完全養子と普通養子と二つあって、完全養子というのは日本でいうと特別養子縁組のように、実親との血縁関係を完全に切ってしまうものです。民法の条文は、原則として八歳未満というふうに書いてあって、原則は書いてあるのですが(二〇一〇条)、例外が書いてないのです。日本の場合には原則六歳未満で、ただし六歳に至る前から引き続き養親となる者によって監護されていたときは八歳まで、というように例外が書いてあるのです(八一七条の五)。例外を書いていない条文をどう解釈するのかということ自体を問題にし始めています。こういう形でこれから議論が進んでいって、解釈論を積み重ね、実務で検証されて、さらに必要があれば新たに法改正をするというふうになってきて初めて、徐々に

徐々に自分たちの民法になっていくのかなと思った点が一つです。

もう一つ、最近議論されているのは、裁判例を公開するかどうかということ、議論が始まっています。今年二〇一六年の六月にベトナム政府が「判例」公開を始めました。それに直接影響を受けたということではないのですが、すでにカンボジアでも、判例を公開することによって、市民の目に判決を晒して、内容を良くしようという動きが以前から進んでいます。弁護士会でも判例研究を雑誌に載せるといふ構想が出ていますし、司法関係の内部の者からもそういうリクエストが出てきている。これも新しい現象だと感じています。

それを通じて、おそらく法解釈というものが育ってくる状況が生じつつあるように思われます。法解釈論というのは、大学で行われるようになって、つまりこれは条文を教えるのではなくて、条文をどう使うのか、その具体的事案への適用方法を視野に入れたものですが、そうした大学での法学教育が展開する中で育ってくるものです。法律の条文は食べ物の単なる素材に過ぎず、食べるには料理しなければいけないわけで、料理の仕方を習う必要があるわけです。より美味しく上手に食べるためにはどうするか、料理法をこれから教える段階に入ってくるのではないかと予想されます。たしかに先ほど塩澤さんがおっしゃったように、現在いる大学の先生たちにそういうことを言うのは本当に難しいし、私たちとしても同じような状況に置かれたかも知れないことを想定すると、まったく同感できることです。コミュニケーションのとり方も難しいと思います。しかし、学生および教員同士の交流を深めることによって、法学教育の意味を共有していくことができるのではないのでしょうか。その時に、判例公開というのが、実は大きな意味をもつのではないかと思っています。それを一つの素材にして、法解釈論が少しずつ進んでいくのではないのでしょうか。そし

て、そうした解釈論の蓄積を通じて、民法典がカンボジア社会にカスタマイズされてゆき、さらに必要が感じられるようになれば、将来的には民法典改正が行われて、真にカンボジアの民法典になってゆくというシナリオを描いています。

池田 ありがとうございます。それでは、時間もありませんので、この後フロアの皆さんからの発言も伺いたいと思うのですが、その前に四人の先生の中でもうちょっと発言しておきたいということがありましたら……。テイリ先生どうぞ。

テイリ いろいろな議論をしたいと思うのですが、ひとつだけ言わせて頂きます。特に先ほど私が天から降ってきたという言葉を使ったのですが、これは法学教育という面での問題で、もちろん今松尾先生が指摘されたところで、裁判官と弁護士の方は割にわかっているのです。日本側の作業部会とか民法制定プロセスでずっと関わってきた人と、その後彼らを中心として裁判官養成校、弁護士養成校で教えているという面では、かなりその知識は流れているのですね。でもそこと大学法学部との繋がりがなかったのですね。大学の学生や先生の状況を説明するつもりで、この天から降ってきた民法という言葉を使ったわけです。ちょっと挑発的になったようで申し訳ありませんでした。

池田 ありがとうございます。それでは、私の方の予定時間では、ここでフロアの皆さんからのご質問等をいただきますと思うのですが、今日ご参加いただいている中に、同じくカンボジアでご講義をしてくださったりしていた、創価大学の本間佳子先生がおいでですので、まず本間先生なにかご発言を、自由にお話しただいて結構ですのでお願いできたらと思います。

本間 どうもありがとうございます。創価大学の本間佳子でございます。弁護士で、桜木先生の後輩として、

JICAのカンボジアに対する法制度整備支援の長期専門家として二〇〇二年から二〇〇四年、ちょうど桜木先生のご紹介の第二期くらいにあたるところで、民法典と民事訴訟法典の起草の段階でカンボジアの司法省のアドバイザー的な立場で、コーディネーターと言ったほうが良いかもしれませんが、二年間滞在して、民法典、民事訴訟法典の支援の仕事をさせていただきました。今に至るまで、継続的に法制度整備支援に携わっております。

今日ここに来させていただいて、支援と共生ということ、特に支援から共生へというテーマで先生方のお話しを伺っていて、本当に「ああ、そうだそうだ」と思って聞いておりました。特にちょうど最後のところで、松尾先生から、これからやはり法解釈学が発展して欲しいというお話があり、テイリ先生が、起草支援に関わっていた弁護士や裁判官、引き続き実際の裁判に関わっている実務家の間ではかなり理解が進み、活発な解釈学的な議論が進んでいるのだけれども、今それが大学の教育のところまでいっていないというところをおっしゃった。まったく同感でして、そこがこれからカンボジアで発展していくって欲しいことだし、共生ということで、日本の法律家ともっと交流して共生していくことの鍵になるのかなと感じておりまして、その辺のことをもっと池田先生やテイリ先生からもご意見を伺えればなと思って話を聞いておりました。

一方で実は日本も一緒に、私はカンボジアから帰ってきたのが二〇〇四年で、日本で法科大学院が開学したのが二〇〇四年です。私は、実はカンボジアで法整備支援をした経験から、法曹の人材育成は本当に大切だと思って、自ら日本の法曹の人材育成に関わるのだということで、法科大学院の教員になって今に至るまでずっと教員をやってまいりました。その中で、日本でも法曹実務家と研究者の間のギャップというのがあ

りまして、今、法科大学院を場にして、まさに共生と発展というプロセスを経ています。カンボジアでもこれから法解釈学が発展すると思いますが、大学が物凄く大事な現場で、大学という場で法曹実務家も入って、でも研究者が中心となって、学生と一緒に解釈学を発展させていただき、日本の私達法律家と交流したいなと思っております。そのあたりのことを敷衍してお話しを伺えると嬉しいなと思っております。

池田 ありがとうございます。それから、もうおひと方、学者でいうと、明治学院大学の加賀山茂先生がお見えになっていますので、加賀山先生からご発言いただければと思います。

加賀山 発言の機会を与えていただきありがとうございます。明治学院大学の加賀山と申します。法学部で民法を教えております。一〇年ほど前から名古屋大学で法整備支援に関わりまして、松尾先生と一緒にラオスやカンボジア、ベトナム、ウズベキスタン、モンゴル、中国にも行きました。その経験を踏まえて一言だけ申し上げたいと思います。

今、本間先生がおっしゃったように、我が国の教育が問題です。実際に行ってみて講義をしてみると、法曹の人たちというのは、なんだかんだ言っても、上手く伝えることがあるんです。でも市民が、法律に対してどんな発展を遂げているかというのは、日本でも同じだと思うのです。法学部を出た人も、実際法律を使っていない。就職しても法とは関係ないことをやっているわけです。法律を学んだ人が、生活の中で法律をきちつと使えるようになる、そういう努力というのは、極端ですが日本でも全然されていないのではないかと思います。そこが問題で、私達はやはり法律の教育を、専門家として育てるばかりではなくて、市民生活の中で、きちつと法律の考え方がわかって、専門家のやっていることが批判できる人々を育てるといふところまでいかないといけないと思います。今民法改正をやっていますけれども、ひどい改正案がいつぱ

い出ています。池田先生も怒っておられると思うのですが。学者でさえちゃんと批判できる人が少ない。どういう法律にした方が良いのか、日本の現状、一二〇年も前に出来た法律だから新しくしていかななくてはならないというのはわかるのですけれども、じゃあどういふ条文にすれば今の市民生活にヒットするものになるのか。これは法整備支援でも他の国に行った時に皆考えることです。でも日本がそう出来ているかということ、今民法改正でとんでもないことをやっているわけです。社会の変化に対応するために民法を改正するというのはよいとして、社会経済の変化は何かということ、それすらも議論していない。私は、社会経済の変化とは、少子高齢化、情報化、国際化だと思ふのですけれども、それに対応する条文は全然出来ていないのです。今度の新しい改正案では、高齢者の人権を阻害する成年後見制度の見直しもなされていないし、仮想通貨や電子マネーに対応する改正もない、フランスの民法改正の新条文も考慮されていないのです。そういうことを考えると、私達は何を教育してきたのかということをもう一度考えなおして、専門家を育てる教育だけでなく、市民のための法教育が必要です。これは医学部の教育と対比してみるとよくわかります。病気を直したり予防したりするのが医学、法律は社会紛争を予防し、それを解決するための道具だと思ふのです。医学については、すごく情報化が進んでいて、インターネットでも自分がどういふ病気なのかとか、どういふ対処したら良いのかというの、市民が自分で考えるところまで行きつつある。法律はまったくそこまで行っていないと思うのですね。紛争が起こっているのだけれども、どの条文を使ってどういふ具合に考えて、自分たちの問題にするのか。専門家に任せることしかできない状態です。それを脱していくのが法整備支援をやった人たちの責務だと思ふのです。他の国に対して、市民にとって良い法律にすることを考えてやっていたはずなのに、そのことを我が国でやっているのかと……。そこをもう一度考えて、我が国

も法律と法教育を良くして、他の国にも良くなってもらう、そういう発想をこれから私達は付けていかなければいけないんじゃないかということを考えましたので、一言申し上げました。

池田 ありがとうございます。お二方の先生から大変示唆的な発言をいただきました。私としてはすぐにまじめに行きたいのですが、折角学生諸君も参加してくれていますので、自由に、こんなことを聞いて恥ずかしいなど思わず何かあったら手を上げてください。はいどうぞ。学部学科学年と名前を言って質問してください。

フロア・沼倉 ありがとうございます。武蔵野大学の者ではなくて、大妻女子大学の家政学部からやってまいりました沼倉と申します。ありがとうございます。

普段は家政学ということで、法律からかなり遠い、遠いというか少し違った分野を勉強しているなかで、今未知な法律というジャンルのお話しを聞かせていただいています、私が素直に感じた疑問なのですが、法律に関わる人達は自分の感情から遠いところに自分の意識を置かなくてはいけないのかなというイメージがありました。ただ、人間と法律の関わってくる所というのは我々人間にとつては非常に大きい心の動き、あるいは意思決定の瞬間があると思うのです。例えば離婚などは、そういうものだと思うのですけれど。でも、そういう感情を切り離さなければいけない、でも人間の大きな心の動きがあるというのは、法律に関わっている先生方であれば凄く理解されて、普段ご自身の専門分野に取り組んでいらつしやることだと思っております、その上で普段学生の方々に教えているところなので、皆さんが意識していることをお聞きしたいなと思います。

池田 ありがとうございます。他大学から来ていただいて、大変うれしいです。本当はパネルの先生方にも順

番にお答えいただきたいところなのですが、時間の関係で私の方からお答えさせていただきます。

今のご質問は、我々法律をやっている者に対するイメージとしては多いのかと思うのですが、感情を切り離さなければいけないという点は、実際はまったく逆なのです。特に民法をやっている我々教員は、私の言い方をすれば、感性を磨けない人にはこの法律は教えられないはずだと思っています。感情と理性はやはりしっかりとついた形で一人ひとりの法学者の中に存在しなければならぬ。ただ、法律の適用という時には、要件があり効果があり、この法律はこの場面で使える条文なのかどうかとか、そういうことは切り離してやりますけれども、世の中の人たちを幸せにする、周りの人間との、集団の中の生き方なるべく円滑にする、そういう意識は特に法律の中でも民法の場合には絶対に持っていないといけない。逆に言うと、そういう感性に乏しい人が論理を駆使すると非常に危険な事になる、というのが私の……先生方、うなずいていらつしゃる方いますけれども、それが共通の認識だと思えます。

時間がぎりぎりですがもうひと方、どなたか……。所属、お名前を。

フロア・松田 武蔵野大学法学部法律学科三年の松田です。今日は貴重なお話ありがとうございました。いろいろお話を伺って行く中で、カンボジアと日本の法律の仕組みとか教育支援とかいろいろ流れがあるということを理解したのですけれど、先ほどお二方の教授もおっしゃっていたとおり、カンボジアの法教育と同じように日本でも大学の学生、教員と、裁判官、弁護士などがあまりリンクしていないというお話があったと思うのですが、私もそう思っていて、また日本でも法学部以外の人たちと話す法律をあまり使わないということがあったりします。そのような点で、日本の法学部の学生とカンボジアの学生とで、このような共通点がある、またはここはカンボジアの人と、日本の人は違うというような点があれば教えていただけるとあ

りがたいです。

池田 なかなか簡潔にはお答えしにくいかと思いますが、どなたか……。カンボジアの学生と日本の学生、両方わかっている人は……。

塩澤 はい。

池田 それではお願いします。

塩澤 カンボジアの学生はひとことでは、非常に貪欲で、アンビシャスで、向上心に満ちています。僕が先ほど申しましたように、いろいろな大学で教えているのですが、日本の学生の方が概してゆるい感じがいたします。こんな短めな言い方でよろしいでしょうか。

池田 他に誰がありましたら。

松尾 私も正直言うと同感で、かつどの学生にアジアの国に留学する、あるいはチャンスがあるよ、文科省からいろいろな補助が出るのでどう、といっても、なかなか手を上げてくれない傾向にあって、ちよつとさみしいなと思っています。

多分行ってみれば、凄い発見があつて、恐らく自分たちがどういう世界で生きているのかということを外から見ることが出来る。例えば今日ここに来て思ったのですけれども、ここは凄い景色が良くて、この武蔵野大学の建物の方から都心方面を見ると、普段見たことがない東京が見えるのですね。今東京つてこうなっているのだと初めてわかったのとちよつと同じことが、皆さんが多分東南アジアから日本を見ると、日本のことがもつとよくわかると思うのです。なのでそういうチャンスを活かして、ちよつと一歩外に踏み出してみようと。逆に考えれば、本当にカンボジアの人たちは、そういう点でも交流を深めてほしいなと、ちよつ

と余計なことですがそれをお伝えしたいと思います。

池田 ありがとうございます。それでは、もっともっと議論を出来ればと思うのですが、質問が残った方は後でここに来ていただいていると思います。

私の方から二、三分でまとめというか、感想を述べさせていただいて終わりにしたいと思います。

やはりこの問題は、歴史的なスパン、流れの中で見る必要があるかと再認識しましたし、それから最後の松尾先生のお話でも出てきたことですが、桜木先生がおっしゃられた、自らを省みる機会になるということですね。

先ほどテイリ先生が天から降ってきたというのは比喩的な言い方なのだとおっしゃいましたけれども、日本では明治憲法が出来た時には、まったく比喩的な意味ではなくて、当時の庶民はですね、若い人知っていますか？絹布の法被。憲法発布、初めて憲法が出来るという時に、日本の庶民は、絹布、絹の布の法被、それを天子様がくださるのだと言って喜んだという話があるんですよ。

そういうように、それぞれの国民において法が獲得されていく歴史があり、それをまた、助ける人がいて助けられる人がいて……。だけどそれは決して一方通行ではなくて、最初の二宮先生の移民のところのお話から今日のお話を全部繋いでいただきたいのです。それから朱先生の東南アジア諸国の中の会社法の相互影響関係のようなものですが、みんな繋がってくる話だと思っております。だから、本間先生がおっしゃったように、段々勉強が進んできて、今度はカンボジアの人たちも解釈論をいろいろやるようになって、学者の間ではそういう解釈学での交流が出来るようになっていくというのは、これはまさにその分野における支援から共生になると思うのですけれども。

それに関連して、加賀山先生がおっしゃってくださったことなのですが、桜木先生がおっしゃったことと繋がって、日本の教育はどうなっていますかと。そういうことを考えた時に、逆にいうと今度は日本ではマジョリティの法学部生のための教育はちゃんと行われているでしょうかということですね。かなり多くの場合に、法科大学院に進むための学生を育てるために、どんどん判例とか条文とか学説とかを教え込むような解釈学偏重教育が行われていますけれども、それがはたして、加賀山先生もおっしゃってくださったように、法を伝える、ルールを作る人の育成になっているかということなのです。

私はまったく同感で、そのところをやはりこれからの二世紀の日本の法学部というのは、もう一回法学部教育を考え直して、法曹のようなプロにはならないのだけれど、法学部を出た人がきちんと法というルールを使いこなし、また、松尾先生のお話の中でもあったのですが、法律というレベルにまで上がってこなくても、集団の中の皆をいろいろ幸せにいくための最適ルールを作れる、そういう人を育てる教育をすべきではないか。ということ、私は最近『書齋の窓』という雑誌にもそういう趣旨で連載をしたところですよ。

それでは、本日のパネルの先生方からのお話、そしてフロアの先生方からの、さらに学生諸君からのご質問等々あわせて、皆さんにもう一度一緒に考えていただきたいのは、やはり、冒頭に私が申し上げた、この時代に法律学が何が出来るか、何をすべきかという問題を、この「支援と共生」というキーワードで考えていただくというテーマ設定の意味であります。それが、それぞれの皆さんの中で少しでも明確な形で見出されたのであれば、今日のシンポジウムは成功であったと思うのですけれども、一方で、解決しなければいけない、もっと進まなければいけないところも沢山あるというのも見えてきたと思いますので、これから一

歩一歩やっていくしかないというところもまた一つの結論として出てきたのかなという感じがする次第です。

司会が勝手に時間の関係でまとめを付けてしまつて恐縮なのですけれども、今日のところはこのあたりで終了とさせていただきますと思います。

それでは、パネリストの皆さんにどうぞ大きな拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。